資料３

公正な研究活動の推進に関する令和 8 年度実施方針について（案）

文部科学省では、公正な研究活動の推進に関し、令和 8 年度に以下の取組を実施する。

１．研究機関の体制整備等の状況の確認、指導及び助言

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づく研究機関の体制整備等の状況を確認するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び文部科学省が措置する基盤的経費（運営費交付金、私学助成）に応募する又は配分を受ける研究機関に対し、「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出を求め、規程・体制整備等の状況に不備が認められる研究機関に対して指導及び助言を実施する。

（１）令和 7 年度の体制整備状況等の調査

令和 7 年度にチェックリストの提出（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）があった機関は、2,147 機関であり、このうち、チェックリストにおいて規程・体制整備等の状況に不備が認められる 153 機関に対しては、令和 7 年度に引き続き、電子メール等による指導及び助言を行う。

規程・体制整備等の状況の不備について、速やかに対応を行わない研究機関に対しては、体制整備等詳細確認調査（対面による確認・指導）を実施し、必要に応じて、管理条件（改善事項、履行期限）の付与や翌年度の間接経費の削減等を検討する。

なお、管理条件が付与された機関に対しては、履行期限後に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」（参考２－２）に基づき、「管理条件対応状況調査」を対面により実施する。調査の結果に応じて、公正な研究活動の推進に関する有識者会議の助言を踏まえ、間接経費の削減や競争的資金の配分停止等を行うこととする。

（２）令和 8 年度の体制整備状況等の調査

令和 8 年度版チェックリストの提出を求め、研究機関の規程・体制整備等の状況を確認する。

- 対象機関

  文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金により研究活動を実施する研究者が所属する機関、基盤的経費（運営費交付金、私学助成等）により研究活動を行う機関

- チェックリストの提出時期

  令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

- チェック項目例

  ・研究倫理教育を実施する体制の整備状況
  ・研究者等に対する研究倫理教育の実施、受講状況
  ・研究データの保存の義務付け状況
  ・研究データの必要に応じた開示の義務付け状況
  ・不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の設置状況
  ・不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備状況
  ・規程を公開している場合はその URL
  ・研究不正に係る相談・告発窓口の URL

２．ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の実施

研究機関への訪問による調査等を通じて、ガイドラインを踏まえた体制及び規程の整備状況等を確認するとともに特徴的な取組や体制及び規程の整備状況を把握し、調査結果を公表することにより、他の研究機関及び研究者の取組を促進することを目的とした実態調査を実施する。

- 対象機関

  令和 7 年度チェックリスト及びそのフォローアップ回答等からガイドラインを踏まえた体制整備等の状況が進んでいると考えられる研究機関、及びこれまでに研究不正事案の報告があった研究機関の中から研究機関の規模、地域性、研究分野等を考慮し、対象を抽出する。（10～15 機関程度）

- 実施時期

  令和 8 年 7 月頃～令和 9 年 1 月頃

- 調査方法

  対面による実施（体制及び規程の整備状況や特色ある取組の確認、研究者等との意見交換等）

- 調査内容（主な内容）

  Ⅰ. 研究機関における体制及び規程の整備状況、研究公正の推進に向けた取組
  - (a)　研究不正防止に係る体制及び規程等の整備状況
  - (b)　研究倫理意識の醸成に向けた取組
  - (c)　研究データの保存・開示に関する取組
  - (d)　機関誌（大学紀要等）に関する投稿規程等の整備状況

  Ⅱ. 研究室・ゼミ等における取組と研究指導
  - (a)　研究上のルール・作法等の共通理解の醸成に向けた取組
  - (b)　研究倫理意識の醸成に向けた取組
  - (c)　研究データの保存・開示に関する取組
  - (d)　研究指導の体制
  - (e)　若手研究者・大学院生・学部学生の研究内容の確認・指導の方法・内容
  - (f)　大学院生・学部学生の論文執筆に係る指導の方法・内容

  Ⅲ. その他研究不正防止に向けた取組

  研究機関の実施する研究倫理教育と研究室・ゼミでの取組の連携